

夜間中学の実態と「義務教育機会確保法」の成立及び今後の課題

関本保孝（基礎教育保障学会・元夜間中学教員）2017年12月2日 大阪・堺市産業振興センター

1、夜間中学の歩み

1947年：夜間中学は、文部省は反対したものの、地域に貧しくい子どもたちを抱える各地の教育委員会の後押しもあって1947年より開設されるようになった。

1960年代後半からは韓国や中国からの引揚者、インドシナ難民を受け入れてきた。

1970年代以降になると、戦争や貧困のためかつて学ぶ機会が得られなかった成人や中高年日本人、在日韓国・朝鮮人、元不登校・ひきこもりの若者が入学するようになった。

2000年前後以降は、仕事や国際結婚等で来日した外国人やその家族等が急激に増え、アジア・アフリカからの難民や脱北者等も入学してきた。また、無戸籍・居所不明の若者の入学もある。

2、義務教育未修了者の困難な状況

- ・「子どもの学校で話題に入れず発言できない。病院で受診する科がわからない。買い物でも割引が計算できない。字が読めず駅で切符が買えない。」
- ・「文字の読み書きが必要ない仕事しかできない」
- ・「選挙でも主張がわからず、ただ名前を書いているだけ」
- ・「障がいのため学校へ行けず文字も読めず、現在二重の苦しみを背負っている」
- ・「中国から日本の東北地方に来て母親が日本人男性と結婚したが、帯同した子どもが町の教育委員会から学齢超過を理由に昼の中学校入学を断られ県内に夜間中学もないことから、母子で上京し東京の夜間中学に入学し高校進学をめざした。」等々です。

義務教育未修了者の方々は、高学歴者社会日本の中で大変な不便と苦痛を感じ人間としての尊厳まで奪われています。学習権保障なくして基本的人権の保障はありません。

3、夜間中学と生徒の現状

(1) 夜間中学の生徒層

2016年9月の全国夜間中学校研究会調査によると全国の生徒(1860名)の現状は以下の通り。

①主な生徒層別人数：「新渡日外国人1239人66.6%」「日本人309人16.6%」「中国等からの帰国者230人12.4、%」「在日韓国・朝鮮人68人3.7%」。

②生徒の出身：28カ国・地域と多国籍化が進んでいる。

③年代別人数：10代335名、20代338名、30代237名、40代274名、50代213名、60代231名、70代166名、80代以上66名。

④性別：「男子630名(33.9%)」「女子1230名(66.1%)」

(2) 全国での夜間中学設置状況

①公立夜間中学校

毎日学習する公的な中学校であり卒業すれば、「中学校卒業証書」がもらえる。しかし、北海道・東北・中部・四国・九州沖縄にはなく、47都道府県の内、わずか8都府県に31校しかない（東京とその周辺、大阪とその周辺、広島のみ）。

②自主夜間中学

全国に29の自主夜間中学がある。しかし、その多くは週に1～2回の開催で、会場やボランティアスタッフ・予算の確保に困難を抱え、終了しても学習者には「中学校卒業証書」は与えられない。

(3) 夜間中学生のニーズは

（「ミネルヴァの梟たち 夜間中学生の生活と人間発達」（神戸大学大学院・浅野慎一教授）～2011年7～10月に実施したアンケート調査〔全国の夜間中学生・1150名回答〕等を踏まえた夜間中学生の生活と意識の実態をふまえ、その歴史・社会的意義の考察）参照。以下、「第2節 夜間中学が直面する課題」より

第1は「夜間中学があることをもっと多くの人に知らせて欲しい」（44.5%）。

第2は「中学を卒業した人も入学させてあげてほしい」（22.4%）。

第3は「奨学金・就学援助金がほしい」（29.9%）。

以上の他、「在学延長（もっと長く在学できるようにしてほしい）」「給食（給食がほしい）」「日本語学級（日本語だけを特別に教えるクラスを作ってほしい）等もかなり重要な希望である。

4、日本弁護士連合会への人権救済申立

（1）日弁連への人権救済申立と日弁連の国への意見書提出

①全国夜間中学校研究大会は2000年12月第46回大会で、全国各地への夜間中学開設を求め日本弁護士連合会に人権救済申立を行うことを決定した。

②2003年2月に日本弁護士連合会に人権救済申立を行った。

③日本弁護士連合会は意見聴取や調査を踏まえ2006年8月10日に「学齢期に就学することのできなかった人々の教育を受ける権利の保障に関する意見書」を国に提出した。

この意見書では、「義務教育は全ての人の固有の権利であり学齢超過か否かにかかわらず、義務教育未修了者は国に教育の場を要求する権利を持つ」「国は義務教育未修了者について、全国の実態調査を速やかに行わなければならない」「国は実態調査を踏まえ、夜間中学校設置に関し地方行政に対し、指導・助言・財政援助等を行うべきである。」等が盛り込まれ、画期的なものとなった。

（2）すべての人に義務教育を！21世紀プラン発表

日弁連意見書を受け、全国夜間中学校研究会では、2008年12月の第54回全国夜間中学校研究大会において、「すべての人に義務教育を！21世紀プラン」を採択した。これは「いつでもどこでも誰でも」つまり「何才でもどの自治体に住んでいてもどこの国籍でも」基礎教育としての義務教育が保障されることを行政施策として求めたものである。

具体的には以下の通り。①「夜間中学校の広報」を行政施策として求めます。

②「公立夜間中学校の開設」を行政施策として求めます。③「自主夜間中学等への援助」を行政施策として求めます。④「既存の学校での義務教育未修了者の受け入れ・通信制教育の拡充・個人教師の派遣等の推進」を行政施策として求めます。

5、政府及び国会への働きかけ

（1）なぜ、議員立法成立を目指したか

日弁連から国へ意見書が出されたものの、夜間中学校開設は進まなかった。埼玉に夜間中学を作る会では長年、川口市で自主夜間中学を行いつつ市に公立夜間中学校開設を求めてきたが、市交渉では「全県的な問題なので県に行って欲しい」と言われ、埼玉県交渉では「設置者は市なので、市に行って欲しい」と“たらい回し”の状態が続いてきた。全国各地で同様の状況があった。そこで、全国夜間中学校研究会では、議員立法による法的整備でしか全国への夜間中学拡大は不可能だと考え、2009年の大会で夜間中学に関する議員立法成立を目指した取組を始めることを決定した。

（2）国会・国の変化

全国夜間中学校研究会の働きかけの中、2012年より超党派国会議員参加による、国会院内集会在4回、公立夜間中学ないし自主夜間中学の視察が3回行われ、また2014年4月には「夜間中学等義務教育拡充議員連盟」も結成され、さらに2015年より議員立法成立に向けて議員勉強会が行われてきた。

また、国会での積極的な動きを受け、文部科学大臣は度々国会で「1県に少なくとも1校の夜間中学設置が必要」と答弁する等、夜間中学拡充への大転換が進んできた。

21世紀になり「人口減少社会に移行」「少子高齢化や引きこもり100万人と言われる状況」「外国人人口の増加」という新しい社会状況が進んだこと、そして超党派国会議員の熱意、夜間中学関係者等の長年のねばり強い働きかけがあってこそその法律成立だった。

(3) 文部科学省の夜間中学拡充方針への大転換

国会の動きと連動し文部科学省も「少なくとも各都道府県に1校は設置できるよう、様々な支援を行い、設置を促進しています。」と述べる等、夜間中学政策を大転換してきた。

- ①夜間中学設置調査研究の委託事業
- ②文部科学省「中学校夜間学級等の実態調査の結果について」発表（2015年4月30日）調査結果ポイント「多くの夜間中学未設置道県で開設要望（ニーズ）あり。自主夜間中学等の取組も多くあり、そこでは不登校による形式卒業者も学ぶ。」
- ③形式卒業者の夜間中学校受入へ：文部科学省通知2015年7月30日
- ④体系的で広範囲な広報活動：「政府インターネットテレビ」「文部科学広報2015年11月号夜間中学特集」「内閣府広報ラジオ」「リーフレット」

6、2016年「義務教育機会確保法」成立

夜間中学校関係者が長年待望した、夜間中学校の根拠法として「義務教育機会確保法」（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律）が2016年12月に成立し今年2月に全面施行された。

この法律では、①義務教育未修了者の意思を十分に尊重しつつ、年齢・国籍その他の置かれている事情にかかわらず教育機会が確保されるようにする、②国・地方公共団体は教育機会確保施策を策定・実施の責務がある等が盛り込まれ、夜間中学の重要な根拠法となった。

7、国会への働きかけ～夜間中学の教訓

- ①超党派国会議員への継続的働きかけ（国会に足を運び働きかける）
- ②当事者性の追求（義務教育未修了者の生の証言は国会議員の胸を打つ）
- ③幅広いネットワークをつくる（運動の幅拡大）
- ④要求の明確化（どんな施策を国に希望するか）
- ⑤データを重視する（義務教育未修了者数・夜間中学1校の運営予算）

8、学習権は「土台的人権」

～「いつでもどこでも誰でも」基礎教育としての義務教育が保障される社会を目指したい～

「参政権」「職業選択の自由」「表現の自由」「幸福追求権」「平等権」「学問の自由」「移動の自由」「裁判権」等々が認められていても、基礎教育を身につけることができなければ、”絵に描いた餅”になってしまう。

9、今後の国及び自治体の課題

下記項目については、文部科学省や国会と同時に、地方自治体・地方議会における課題でもあり、早急な国・自治体での連携・対応が求められている。

- ①効果的な夜間中学PRと相談窓口の設置及びニーズ調査
- ②「就学援助」～年齢制限の撤廃
- ③十分な夜間中学教職員配置と研修制度の確立
- ④各都道府県での「夜間中学校協議会」早期立ち上げ
- ⑤エレベーター設置
- ⑥自主夜間中学への公的支援実施

1 私の話のテーマは、〈義務教育を終えていない人に対する公教育に関して日本の今の法制度はどういう内容になっているか〉ということです。なお、「公教育」という場合、国または地方公共団体を主体とするものだけを指すのか、あるいは自主夜間中学などの民間団体によるものも含めていうのか、という点は一つの問題になるだろうと思います。私は民間団体によるものも含む広い意味で「公教育」という言葉を考えたいと思います。その理由は、民間団体が行う教育の中には、国または地方公共団体が教育保障の義務を怠っている場合にそれを補償する機能を担って行われているものもあるからです。（なお、民間団体による教育には「思想の自由」の行使という性格が強いものもあり、それらは「公教育」とは区別して「私的教育」と見るべきであるように思います。）

2 去年の12月に「義務教育機会確保法」が成立しました。正式な名称は「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」と言います。なぜ端的に「義務教育の機会の確保等に関する法律」と言わなかったのでしょうか。私の推測では、この法律にもとづいて機会を確保される教育の、法的な性格を端的に「義務教育」だと言いたくなかったからです。義務教育だということになると、国や自治体がかっちり責任が係ってきます。なぜなら教育基本法第5条第3項に「国及び地方公共団体は義務教育の実施に責任を負う」と規定されているからです。この行政主体側の責任の程度を曖昧にしておきたいというのが「義務教育」と言い切らなかった最大の動機だろうと思います。なお、副次的には、概念の正確さを期したという面もあるとは思いますが、しかし、概念整理だけが問題ならば、憲法第26条第2項に出てくる「義務教育」という文言の意味は、むしろこの法律にいう「義務教育の段階における普通教育に相当する教育」のことだと解することが可能であり、かつ適切であると思います。ただし、以下の記述における「義務教育」という言葉の意味はこの法律の言葉遣いに従います。

3 つぎに、この法律の名称の中にも出てくる「義務教育の段階における普通教育に相当する教育」とは何かということに触れておきます。これを約めて「義務教育相当教育」と呼んでおきます。で、「義務教育相当教育」とは何か、というと、〈学齢者に対して行われている日本の義務教育と同等の内容をもった教育〉のことです。ポイントは、対象となる学習者が学齢期にあるとは限らず、したがって保護者の就学義務が存在するとは限らないけれども、教育の内容面では学齢者を対象とした義務教育と基本的に同じだということです。就学義務というのは、自分が保護している子を学校に在籍させて、実際に学校で学習させる義務です。いまの定義で、基本的に同じと言って、完全に同じと言っていないのは、この義務教育相当教育の学習者が多様であり、かつほとんどの学習者がなんらかの重い事情を背負っているため、個別の学習者の実情に合わせて教育の内容を標準的なものからかなりの程度変える必要があるからです。なお、やや分かりにくいですが、義務教育相当教育は学齢者を対象とする義務教育そのものも含む概念です。この点は法第2条第4号で「義務教育相当教育」の例示として「学齢の不登校児童生徒に対する教育」を挙げていることなどから明らかです。もう一度整理すると、「義務教育相当教育」というのは、要するに〈日本の義務教育の内容をもつ教育〉のことです。教育の内容面に着目した概念だと

考えていただいてもよいと思います。以下では、できるだけ簡潔に表現するために〈義務教育内容の教育〉と言うこともあります。同じものだと考えてください。

4 では、この法律は究極的に何を目的にしているのでしょうか。これは第 1 条に書いてあります。正確な法文は長いですが、要するに目的は、第 1 条の最後の所を書いてある「教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進すること」です。そこで、「教育機会の確保等」とはどういう意味かということが問題になりますが、これについては第 2 条第 4 号に定義規定が置かれています。その意味の説明を詳しくやっていると時間が足りなくなるので、結論だけ言います。〈日本の義務教育内容の教育を十分に受けていない人を対象として、義務教育内容の教育を受ける機会を確保ないし提供することと、それに準ずる学習支援をすること〉、これが「教育機会の確保等」の意味です。「教育」と「学習支援」を概念として区別しています（第 19 条や第 11 条を参照してください）。「教育」は教育する側の主導的な働きかけを不可欠の要素とするのに対して、「学習」は学習する主体の自主的な活動が本体であって、これに対する「支援」は側面からの援助という性格のものになる点を考慮したからではないかと思われます。やや横道に逸れかけましたが、重要な所なので、もう一度言います。「教育機会の確保等」という文言の「教育」は〈教育一般〉ではなくて〈日本の義務教育内容をもつ教育〉です。法文の文言にできるだけ近づけて言うなら〈義務教育相当教育〉です。対象となる人は、〈人一般〉ではなくて〈義務教育内容の教育を十分に受けていない人〉です。ただし、国籍も問いませんし、年齢も問いません。年齢を問わないということは、学齢期にあってもいいし、学齢期を過ぎていてもかまわないということです。なお、〈義務教育内容の教育〉すなわち〈義務教育相当教育〉と言った場合、それは当然〈学校教育〉である、というのが今の文部科学省の見解です。（この点は第 11 条の文言にてらして異論のありうるどころであり、また、学校外義務教育が認められるかどうかといった論点とも関わってきますが、とりあえず脇に置きます。）そこでこの法律の目的をもう一度言いなおすと次のようになります。〈年齢・国籍を問わず、義務教育内容の学校教育を十分に受けていない人が義務教育内容の学校教育を受けられるようにすること、かりに学校教育を受けるとい形がとれなくとも、それに近い学習ができるように支援すること、これらのことに関する施策を総合的に推進すること〉これがこの法律の目的です。

5 それでは、学齢を経過した義務教育未修了者に対する教育保障に最も強く関わる第 14 条について、その内容を説明します。これも各文言の詳しい解釈を示す時間がないので、結局第 14 条はどのように規定しているのかという結論だけお話しします。〈学校で学びたいと希望する学齢経過の義務教育未修了者（実質的な未修了者すなわち形式卒業者を含む。）がいる場合、すでに公立夜間中学等を設置してある自治体では、できるだけその人がその夜間中学等に入学できるようにしなければなりません。一方、まだ公立夜間中学等を設置していない自治体では、公立夜間中学等を開設してその人を入学させることが望ましいですが、かりにそれができない場合でも、必要と認められるなんらかの措置をとらなければならない、何もしないでその人を放置することはできません。すべての地方公共団体がこのような義務を負います。〉なお、「公立夜間中学等」と「等」の字が付いている理由は、夜間以外の特別な時間に授業を行う学校もありうるからです。また、もう一つ補足すると、〈「必要な措置」としてどこまでのことが要求されるのか〉が実は重要な論点になります。文部科学省はこの点について非常に緩い解釈を採っています。しかし、第 1 条の目的規定の中で「教育基本法及び…教育に関する条約の趣旨にのっとり、

…教育機会の確保等に関する施策を…推進する」と規定していることにてらすと、〈第 14 条の「必要な措置」とは公立夜間中学等で学べるようにすることに準ずる程度の学習支援でなければならない〉と解釈するのが正しいと思います。実は、最近、文部科学省が使っている表現をみると、緩い解釈を採っていることを強調しないように配慮しており、地方公共団体が第 14 条についてできるだけ私見の解釈に近いような運用をすることを期待していると思われまます。

6 ところで、公立夜間中学は現在、全国で 31 校しかなく存在地域も極端に偏っています。そこで、公立夜間中学を全国的に開設していくことが「教育機会確保等に関する施策」の 1 つの重要な柱になります。しかし、義務教育未修了者に対する公教育という課題に取り組むのは行政側にとって事実上初めての経験であり、施策上で何が重要なポイントかということに関して行政側には知識の蓄積がありません。したがって行政側だけで施策を進めると的外れなことをするおそれがあります。そこで、公立夜間中学の開設等に関する事務について、行政側の他に民間の支援団体も構成員に入れた協議会を組織できるという規定が第 15 条に置かれています。

7 その他の施策に関する規定を要約的に説明します。

- ・まず、国は義務教育内容の教育を十分に受けていない人の実態把握をし、かつ、そういった人に対する学習支援の方法を調査研究してその知見を一般に提供する義務を負います（第 16 条）。[キーワードは実態把握と学習支援方法研究です。実態把握は容易でないことに注意が必要です。]

- ・次に、国および地方公共団体は、義務教育内容の教育を十分に受けていない人に対する教育機会確保ないし学習支援について広報活動等を通じて国民の理解を深めるよう努力する義務を負います（第 17 条）。[キーワードは国民の理解です。〈学齢期を過ぎたらその人の義務教育内容の教育について行政側は法的義務を負わない〉という姿勢を行政が長い間とっていたので、〈*義務教育未修了者が義務教育内容の教育を受け切るとはきわめて重要な人権なのだ〉ということについて国民の理解がまだほとんど形成されていません。教育関係者でさえそうです。とくに学習者が外国人の場合、外国人差別とからんできますので、その克服はけっして軽視できない課題です。上記*の思想が国民の常識になるようにしなければなりません。]

- ・次に、国および地方公共団体は、義務教育内容の教育を十分に受けていない人に対する教育ないし学習支援が専門的知識にもとづいて適切になされるように、教職員の養成と研修を充実させること、学校における教職員の配置を厚くすること、心理・福祉等に関する専門的相談員を確保することなどに努力する義務を負います（第 18 条）。[キーワードは専門的知識です。日本語教育や、様々な障害のある人に対する教育などが求められるので、専門的知識が必要になります。]

- ・次に、国および地方公共団体は、義務教育内容の教育を十分に受けていない人に対して学習支援のために必要な措置を講ずるよう努力する義務を負います（第 19 条）。[キーワードは学習支援です。この条文は自主夜間中学に対する公的支援の根拠条文として利用可能です。自主夜間中学は義務教育内容の教育を十分に受けていない人たちが集団的に学習している場であり、またそこではスタッフによる支援が不可欠であることから、「学習支援のための必要な措置」としてスタッフまで含めた学習共同体に対する公的支援が認められるべきだからです。]

- ・最後に、国および地方公共団体は、義務教育内容の教育を十分に受けていない人や、そこまで行か

なくとも学校生活に困難がある人や、これらの人の家族からの各種の相談に総合的に応じられるような体制を作るよう努力する義務を負います（第 20 条）。[キーワードは相談体制構築です。ポイントは、学習者の真のニーズは相談の中で徐々に明確化していくことが多いということです。義務教育未修了の人などは相談をする中で自分に学びが必要であることに気づき、学びたいという意思が固まっていくということも少なくないので、しっかりした相談体制を作らないと本来救済されるべき人のかなりの部分が救済されずに終わる可能性が高いと思われます。]

8 以上がこの法律の概要です。ただし、この法律のもう一つの重要な柱である、〈学齢の不登校者に対する教育機会の確保と学習支援〉についての説明は省略しています。さて、この法律にもとづいて文部科学大臣が基本指針を策定しています。より細かな規律を置いたということです。その基本指針の夜間中学関連部分には次のようなことが書かれています。①全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置されるよう、諸施策を推進する。②既設の夜間中学等における教育活動の充実が図られるよう、個々の生徒のニーズを踏まえ、小学校段階の内容を含め生徒の年齢・経験等の実情に応じた教育課程の編成ができることを明確化するとともに、必要な日本語指導の充実を図る。③自主夜間中学についても、義務教育未修了者等に対する重要な学びの場となっており、各地方公共団体において、地域の実情に応じて適切な措置が検討されるよう促す。④夜間中学等に受け入れる生徒の拡大が図られるよう取り組む。戦後の社会混乱などの中で義務教育未修了となった者だけでなく、本国において義務教育未修了となっている外国人、不登校などで実質的に十分な教育を受けられないまま形式卒業をした人、さらに、不登校となっている学齢生徒も夜間中学等で受け入れ可能である。[この基本指針はいずれも重要なポイントを述べています。]

9 以上が、義務教育未修了者に対する教育保障に関する現行法制度の概要です。最後に、〈この法制度を全体としてどう評価するか〉という点について簡単に触れたいと思います。一見すると、この法制度は〈義務教育を十分に受けていない人、言い方を換えると、義務教育を受け終わったとはいえない人に対して義務教育内容の教育を完全に保障する〉ことを目指しているように見えます。しかし、そう捉えていいか、には疑問があります。そう捉えるには制度内容の踏み込み方がきわめて不十分だからです。この法律の中の〈学齢の不登校者に対する教育機会確保と学習支援〉についての規定群をみると、不登校をなくすために学校教育の根幹のあり方（管理と競争）を見直すという姿勢は示されておらず、学齢の不登校者に対しては環境調整でなんとか対応しようとしています。立法過程における民間人に対するヒアリングにおいてはその点を批判する声が出ていたわけですから、立法者はそこには踏み込まない決断をあえてしたと見るのが自然でしょう。そして、この法律が成立する約 1 年 4 か月前に文部科学省は、中学校の形式卒業者も夜間中学への入学を認めてよい旨の通知を出していますが、その中で「学校に十分に通わないまま卒業する生徒が今後も生じてくるものと考えられます」と述べていて、この方向を政策的に是認しているのではないかという推測が成り立ちます。さらに、上記の基本指針では、「夜間中学等に受け入れる生徒の拡大を図る」という方針を述べて、具体例として不登校を経て形式卒業をした人と学齢の不登校生徒を夜間中学に受け入れることが可能であることを明記しています。一方、夜間中学等に配置される教職員を増やす課題は、法第 18 条で、今後の立法と自治体の裁量的運用に委ねています。学齢経過の夜間中学生に対する就学援助などについても、法律の附則第 2 項で、同様の姿勢を示してい

ます。ということは、金のかかる問題は先送りした、つまり「夜間中学等における教育活動の充実を図る」といった方針は状況次第でリップサービスに終わる可能性も是認したといえます。そうすると、〈義務教育の根幹部分ではますます管理と競争を激化させ、そこから振るい落とされる不登校者の行く「B級義務教育の場」に夜間中学がなっていく〉可能性があります。つまり立法者の主要な着想は、〈不登校者やひきこもり者を比較的安価な手段で（つまり中央と地方の政府の財政支出を低めに抑えて）納税可能者に変えることを目指して、公立夜間中学、自主夜間中学、フリースクール等にそれぞれ役割を演じてもらおうとしている〉点にあると見る余地があります。このような〈義務教育の二層構造化〉を積極的に推進しようとしているとまでいえるかどうかは不明ですが、少なくとも、そうなる可能性を是認しているとはいえるように思います。このように現行の法制度はどちらの方向にも行きうる両義的な曖昧さをもっています。私たちとしては、今後運動によって〈義務教育の完全保障・完全実施〉の方向に引っ張っていくことがぜひとも必要です。法律改正も含めて課題はさまざまあると思います。今からみなさんと議論を詰めていくことが必要だと感じています。

以上で私の報告を終わります。

[補足]

◆制度上とくに不十分な点

1) 第 14 条の「必要な措置」…文部科学省の解釈では、〈学校での学びを希望する義務教育未修了者がたくさんいるという事態に対処する上で必要な措置〉という意味だという。これだと、自治体はまだ社会を見渡しているという姿勢だから、自治体の財政状況の苦しさなどを持ち出して責任逃れできるような緩い解釈である。すなわち、学習希望者に教科書だけを手渡して独学してくださいと言って終わりにしても適法とされる可能性がある。しかし、第 1 条に規定するように、教育機会確保等に関する施策は、教育基本法第 4 条第 1 項の「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない」という規定、および国際人権A規約第 13 条第 1 項第 1 文の「この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める」という規定の趣旨にのっとらなければならない。そうすると、〈義務教育レベルの教育を十分に受けていない人に対しては原則として教育を受ける機会が与えられなければならないのであって、学習支援で済まされるのは例外的なやむをえない場合であり、その場合でも学習支援は学校で教育を受けたのに準じるだけの近い効果を発揮するものでなければならない〉と考えるべきである。そうすると、「必要な措置」とは、〈学校で学びたいという希望に応える上で必要な措置〉という意味であり、かつ、「希望に応えた」と言えるためには〈学校で教育を受けるのに準じるだけの近い効果を発揮する学習支援を内容とする措置〉でなければならないと解すべきである。この辺りの解釈が自治体によってぶれるようであれば、法律の規定が抽象的すぎる文言を用いていることに原因があるわけであるから、法律の改正をすべきである。

2) 現行法の第 14 条、第 15 条では公立夜間中学の新規開設は困難を極める。とくに、広域行政を想定していながら、どこがどのようにリーダーシップを発揮すべきかについてまったく言及していないため、各自治体にいつまでも様子見を許す法構造になっている。この辺りの法改正が必要であろう。

3) 夜間中学等における教育活動の充実を図る（基本指針）なら、学校における教職員の配置を厚くする（法第 18 条）ことを現実化する必要がある。そのためには義務教育諸学校学級編制教職員定数標準法を改正する必要がある。

4) また、夜間中学等における教育活動の充実を図る（基本指針）なら、学齢期を経過した生徒に対する就学援助の制度を法制化すべきである。

◆運動の方向性

1) 公立夜間中学の新規増設の推進

ア) 大量の広報（広報の仕方に工夫が必要、とくに引きこもり状態の人にどうやって伝えるか）

イ) 自主夜間中学の開設と、それを通じた学習者発掘および行政と交渉できる運動体形成（必須）

ウ) 教育行政の実質的担当者との本音の意見交換～法第 15 条の協議会も重要

2) 義務教育の完全保障といえるだけの教育内容の充実

エ) 義務教育諸学校学級編制教職員定数標準法の改正による、夜間学級の教職員増

オ) 学校教育法の改正による、夜間中学生に対する就学援助

カ) 教員養成課程における未修了者問題の学習（大学との連携）

キ) 教職員の研修の充実（自主夜間中学との相互交流・意見交換は必須、
日本語教育についての専門的研修も必須）

ク) 通学保障（エレベータ設置を含む）

ケ) 谷間の救済（地理的におよそ通学不可能な人や

諸事情で毎日通えない人の教育保障をどうするか
→種々の中間形態を真剣に模索する必要がある）

コ) 給食保障